令和8年度(令和7年分)給与支払報告書の提出について

個人住民税の給与支払報告書は、所得税の源泉徴収票とは提出範囲が異なり、前年中に給与等を 支払ったすべての従業員等(パート・アルバイト、役員等を含む。)について、提出する義務があり ます。提出先は、給与などの支払いを受けた人が令和8年1月1日現在で居住している市区町村に なります。

「総括表」記入上の注意点

- ・翌年4月1日現在に在職する従業員等(パート・アルバイト、役員等を含む。)の給与所得に対する個人住民税は、法令により特別徴収(給与からの差し引き)が義務付けられていますので、特別徴収の徹底にご協力をお願いします。
- ・紙で提出する場合で、別途用意した総括表をご使用の場合は、小鹿野町で作成した総括表を未 記入のまま同封するか、指定番号を必ず記載してください。
 - eLTAX を利用して提出する場合は指定番号を必ず記載してください。
- ・小鹿野町への報告人員が0人の場合は、総括表や個人別明細書等の書類の提出は不要です。
- ・会計事務所等を経由して提出する場合は、小鹿野町で作成した総括表等を会計事務所等にお渡 しください。
- ・小鹿野町作成の総括表の印字項目(所在地、事業所名、電話番号等)に誤りがある場合は、朱書きで訂正してください。 (eLTAX を利用して提出する場合には、お手数ですが誤りのある部分についてご一報くださいますようお願いします。)
- ・給与支払報告書の提出後に追加分や訂正、削除が発生した場合は「総括表」および「個人別明細書」に「追加」「訂正」「削除」の区分を明記の上、再提出してください。

「個人別明細書」記入上の注意点

- ・受給者の氏名フリガナと生年月日は、必ず記載してください。
- ・「普通徴収」に該当する受給者がいる場合は、「摘要」欄に「普通徴収の符号(普 A~F)」を記載してください。 また、紙で提出する場合には、同封の「普通徴収切替理由書 兼 仕切書」に符号ごとの人数を記入し、特別徴収と普通徴収とを区分したうえで提出してください。普通徴収切替理由書の提出がない場合には「特別徴収」の対象者となります。
- ・前職分の給与を合算して年末調整をした場合は、「摘要」欄に前職の「事業所名、退職日、支 払金額、源泉徴収税額、社会保険料等」を記載してください。

※ 裏面に続く

提出期限

令和8年2月2日(月)

※ 処理の都合上、早めの提出にご協力くださいますようお願いいたします。

提出方法

①郵送、持参の場合

下記の小鹿野町役場 税務課宛てに提出してください。

②eLTAX を利用する場合

eLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申告での提出もご利用できます。eLTAX を利用すれば、給与支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することで、給与支払報告書は各市町村に、源泉徴収票は税務署に提出することが可能です。サービスを利用するには、e-Tax の利用者識別番号の取得や電子証明書の登録などの事前準備が必要になります。詳しくは、eLTAX ホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp/)をご覧ください。

なお、eLTAX を利用して提出される場合は、総括表・普通徴収切替理由書及び個人別明細書の紙での提出は不要です。

また、税額決定・変更通知書を電子データで受け取りを希望された場合には、書面での税額決定 通知書は送付いたしません。

- ※ 個人事業主の方は、総括表に個人番号を記入してください。提出の際は、番号確認書類及び身 元確認書類の提示又は写しの添付が必要です。なお、eLTAX を利用して提出の場合は、提示及 び写しの添付は不要です。
- ※ eLTAX を利用して給与支払報告書を提出していただいた場合、原則として翌年度から紙での 総括表及び普通徴収切替理由書の送付は行いませんのでご了承ください。

提出先及び問合せ先

〒368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

小鹿野町役場 税務課 個人住民税担当 (電話 0494-75-4125)